

平成24年度 稲城市商工会住宅改修等補助金

商工会では地域経済の活性化・住環境の向上を目的として、市民の皆様が住宅をリフォーム又は耐震補強をする際に、市内の業者により施行した場合、その経費の一部を補助致します。この機会に是非ご利用下さい。

補助対象者

申請日において市内に住所を有する者であり改修工事を行う住宅の所有者であること。

稲城市が実施する同様の補助金等を受けていないこと。ただし、耐震補強工事に該当する場合の稲城市木造住宅耐震診断助成は除く

対象となる建物

自己の居住の用に供する住宅

併用住宅における個人住宅部分

集合住宅における個人住宅部分

対象となる工事

下記のいずれかにあたる工事で、**40万円以上(消費税額を除く)の経費を要し、平成25年2月28日までに完了報告書を提出できるもの**

個人住宅の改修工事

併用住宅における個人住宅部分の改修工事

集合住宅における個人住宅部分の改修工事

バリアフリー対応型の改修工事

稲城市木造住宅耐震診断助成を受けて実施する耐震補強工事

【対象工事一覧】

建物の改修及び増改築

水道・キッチン・風呂等水廻りの新設・取替・修繕

内外壁の塗装及び張替え

硝子の取替

リフォームに伴う電気工事

畳の新設・取替

耐震補強工事

外構工事

その他リフォームに伴う工事

以下の工事は対象外

家電製品の設置及び修理 火災警報装置の設置
国等の補助がある太陽光パネル、エコキュート等の設置工事

補助金の額

改修工事の見積額又は工事完了後の工事額のいずれか**少ない額**を相当額とします。

算出した額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額

【リフォーム】 相当額の**10%** 20万円を超える場合は20万円を限度とする

【耐震補強工事】 相当額の**10%** 50万円を超える場合は50万円を限度とする

リフォームと耐震補強工事を併せて申請することはできません。

申請は年度内において一人一回かつ対象となる建物につき一回のみとなります。

リフォーム工事の補助内容が改正されました。 補助率5% 10% 上限10万 20万

申請期間

平成24年4月2日(月)～平成25年1月31日(木)まで

ただし、期間内に補助金限度額に達した場合は申請を締め切ります。

申請方法

申請書と必要な書類を添付のうえ商工会の窓口へ申請して下さい。

お申込から補助金交付までの流れ及び必要な書類については裏面をご参照下さい。なお、申請書は商工会窓口または商工会ホームページに掲載しております。

申請は工事着工前に限ります。

申請に必要なもの

【申請書類】

稲城市商工会住宅改修等補助金交付申請書(様式第1号)

【添付書類】

住民票(6ヶ月以内に発行されたもの)
市内業者が発行した工事見積書の写し
施行前の写真

【耐震補強工事のみ】

稲城市木造住宅耐震診断助成を受けた証明

稲城市商工会住宅改修等補助金 手続きの流れ

申請者は**稲城市商工会住宅改修等補助金交付申請書(様式第1号)**に必要な事項を記入のうえ、住民票・市内業者の見積書の写し・工事箇所の写真を添付して商工会窓口へ提出して下さい。

対象工事が耐震補強工事の場合は「稲城市木造住宅耐震診断助成金交付決定通知書の写し」を添付

商工会は申請書及び添付書類を審査して適当と認めた場合、**稲城市商工会住宅改修等補助金交付決定通知書(様式第2号)**を申請者に交付します。 審査に伴い現地調査をさせて頂く事があります。

決定通知書の交付後、改修工事に着工して下さい。

申請者は改修工事終了後、**稲城市商工会住宅改修等補助金に係る工事完了報告書(様式第3号)**に記入のうえ、工事代金の請求書及び領収書の写し・施工後の写真を添付して速やかに商工会へ提出して下さい。

建築確認申請を要した増築の場合は、建築確認済書の写しを添付

商工会は完了報告書の内容を審査のうえ適当と認めたときは、交付額を確定し**稲城市商工会住宅改修等補助金確定通知書(様式第4号)**を申請者に送付します。 審査に伴い現地調査をさせて頂く事があります。

申請者は、**稲城市商工会住宅改修等補助金交付請求書(様式第5号)**に記入のうえ、本人名義の入金先金融機関の通帳の写しを添付して商工会に提出して下さい。 原則、本人名義以外のお断りいたします。

商工会は、指定金融機関に補助金を振り込みます。

ご提出頂いた書類はご返却致しません。

手続きの完了です

稲城市商工会

稲城市東長沼 2112-1 稲城市地域振興プラザ 2階
TEL 042-377-1696 FAX 042-377-3717
ホームページ <http://www.pear.ne.jp/~inagi-s/>